

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年3月4日(2021.3.4)

【公開番号】特開2019-5236(P2019-5236A)

【公開日】平成31年1月17日(2019.1.17)

【年通号数】公開・登録公報2019-002

【出願番号】特願2017-123784(P2017-123784)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F	7/02	3 3 4
A 6 3 F	7/02	3 2 6 B
A 6 3 F	7/02	3 2 6 A

【手続補正書】

【提出日】令和3年1月18日(2021.1.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の発射ハンドルの操作により発射された遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤を備え、所定条件の成立に基づいて当落抽選を行い、該当落抽選で当り結果が導出されることに基づいて当り遊技を実行する遊技機において、

前記遊技領域を流下した遊技球が入賞口に入球した数、および、該入賞口に入球しなかった数を用いて、遊技球の流下結果に関する特定情報を算出する特定情報算出手段と、

前記特定情報算出手段の算出結果を表示する特定情報表示部と、

前記当落抽選で当り結果が導出される確率に関する設定値を設定可能な設定モードを発生させる設定モード発生手段と、を備え、

前記設定モードは、電源投入時に第1の管理者操作が行われることで開始可能であり、前記特定情報表示部を用いて前記設定値を表示可能であり、

前記設定モード中には、前記入賞口に遊技球が入球したとしても前記特定情報算出手段による算出を行わず、

さらに、

電源投入時に前記第1の管理者操作が行われた場合に、所定の情報をクリアする第1クリア手段と、

電源投入時に前記第1の管理者操作とは異なる第2の管理者操作が行われた場合に、前記設定モードを開始することなく所定の情報をクリアする第2クリア手段とを備え、

前記第1クリア手段と前記第2クリア手段のいずれにおいても、前記特定情報算出手段により算出された前記特定情報はクリアされず、

さらに、前記第1の管理者操作には、当該遊技機に設けられたキー挿入部に所定の設定キーを挿入して行われるキー操作が含まれ、

前記キー操作入部が実装された特定基板と、

前記キー挿入部のキー挿入口と対向するように位置して前記キー操作を阻害する状態と、前記キー挿入口と対向しないように位置して前記キー操作に対する操作を阻害しない状態とに変位可能な操作困難化部材と、を更に備え、

前記操作困難化部材が前記キー操作を阻害する状態にあるときには、前記キー挿入口か

ら前記操作困難化部材までの距離が、前記設定キーの把持部の長さよりも短い距離になるように構成される

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

そこで、本発明は、上記の実情に鑑み、遊技機の信頼性を高めることを課題とするものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本明細書に開示される発明の一例は以下の通りである。

所定の発射ハンドルの操作により発射された遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤を備え、所定条件の成立に基づいて当落抽選を行い、該当落抽選で当り結果が導出されることに基づいて当り遊技を実行する遊技機において、

前記遊技領域を流下した遊技球が入賞口に入球した数、および、該入賞口に入球しなかった数を用いて、遊技球の流下結果に関する特定情報を算出する特定情報算出手段と、

前記特定情報算出手段の算出結果を表示する特定情報表示部と、

前記当落抽選で当り結果が導出される確率に関する設定値を設定可能な設定モードを発生させる設定モード発生手段と、を備え、

前記設定モードは、電源投入時に第1の管理者操作が行われることで開始可能であり、前記特定情報表示部を用いて前記設定値を表示可能であり、

前記設定モード中には、前記入賞口に遊技球が入球したとしても前記特定情報算出手段による算出を行わず、

さらに、

電源投入時に前記第1の管理者操作が行われた場合に、所定の情報をクリアする第1クリア手段と、

電源投入時に前記第1の管理者操作とは異なる第2の管理者操作が行われた場合に、前記設定モードを開始することなく所定の情報をクリアする第2クリア手段とを備え、

前記第1クリア手段と前記第2クリア手段のいずれにおいても、前記特定情報算出手段により算出された前記特定情報はクリアされず、

さらに、前記第1の管理者操作には、当該遊技機に設けられたキー挿入部に所定の設定キーを挿入して行われるキー操作が含まれ、

前記キー操作入部が実装された特定基板と、

前記キー挿入部のキー挿入口と対向するように位置して前記キー操作を阻害する状態と、前記キー挿入口と対向しないように位置して前記キー操作に対する操作を阻害しない状態とに変位可能な操作困難化部材と、を更に備え、

前記操作困難化部材が前記キー操作を阻害する状態にあるときには、前記キー挿入口から前記操作困難化部材までの距離が、前記設定キーの把持部の長さよりも短い距離になるように構成される

ことを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

本発明によれば、遊技機の信頼性を高めることができる。